

公共政策教育部

I	教育水準	教育 26-2
II	質の向上度	教育 26-5

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、教員組織は、研究者教員 8 名、実務家教員 2 名、特別教員 2 名からなり、実務家教員については任期制を導入しているほか、事務組織は法学研究科事務部の中に「公共政策大学院掛」を設け、3 名を配置するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、学生の授業評価を実施し、実務教育助言委員会を設置しているほか、2 年ごとに自己点検・評価報告書を作成し、公表しているとともに、外部評価委員会を設けて適切な助言を仰ぐなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、公共政策教育部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、公共政策教育部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、科目が、基本科目、専門基礎科目、実践科目、展開科目、事例研究に区分され、体系的教育が実施されているとともに、3 つの特定能力を育成するためのプログラム（クラスター）の中から一つを選ばせて 8 単位の修得を課している

ほか、現場の臨床的知識を学習させるために正課外の講演会・セミナーを開催するなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、履修指導教員・進路指導教員制度を設置し、学生に個別的指導を行っているとともに、授業評価アンケートを実施してカリキュラム見直しに役立っているほか、実務教育助言委員会を設けて実務科目の再検討を行うなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、公共政策教育部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、公共政策教育部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えようような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、質疑応答を取り入れた双方向的授業を行い、また研究者教員と実務家教員の連携による共同授業を設けているほか、リサーチペーパーやインターンシップによる単位認定も行っている。教員には、成績評価についての学生の申出に対して説明義務を課すなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、キャップ制や進級バーを設けて積み上げ方式の教育を行っているほか、自習室や図書館などの設備を充実させているとともに、授業料免除等福利厚生面において前進するなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、公共政策教育部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、公共政策教育部が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年

度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成16～19年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、平成19年度では、1年次から2年次への進級を全員（勤務上の理由による留年1名を除く）が果たしているほか、2年次後期の「リサーチペーパー」は14名が執筆するなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、平成19年度前・後期に行われた全開講科目に対する学生の授業評価では、否定的意見はほとんど見られなかったなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、公共政策教育部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、公共政策教育部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。

5. 進路・就職の状況

平成16～19年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

判定しない

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、平成18年4月入学の第1期生は36名が公務員・民間企業へ就職・復職する（うち5名は博士後期課程等へ進学）などの相応な成

果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、第1期生が平成20年3月に修了しており、関係者からの評価を判断できる状態にないことから、段階判定は行わない。

以上の点について、一方の観点に対し「段階判定は行わない」との判断を行ったことから、進路・就職の状況は「判定しない」とする。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、判定を以下のとおり変更し、第1期中期目標期間における判定として確定する。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「関係者からの評価」については、修了生の大半が「公共的な分野で活躍する高度専門職業人の養成」に適った分野に進んでおり、就職・復職先からも評価されているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、公共政策教育部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、公共政策教育部が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成16～19年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「相応に改善、向上している」と判断された事例が1件であった。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間終了時における判定として確定する。